

木津川市広報紙広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、木津川市有料広告掲載基準（以下「基準」という。）第5条の規定に基づき、木津川市が発行する広報「きづがわ」（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載することのできる業種及び事業者の範囲)

第2条 市の広報紙に広告を掲載することができる業種及び事業者は、基準に適合するものでなければならない。

2 木津川市税の滞納がある事業者の広告は、掲載しないものとする。

(広告の規格、掲載位置及び枠数)

第3条 広告の規格は、A広告が縦38ミリメートル・横177ミリメートル、B広告が縦38ミリメートル・横117ミリメートル、C広告が縦38ミリメートル・横57ミリメートルとし、広告の掲載位置は、広報のページ下段とする。

2 広告掲載の枠数は、必要に応じて上限を設ける場合がある。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載は、広報紙発行1号を単位とし、最長12号とする。ただし、年度を超える期間の設定はできない。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

2 募集の開始日、終了日及び募集の対象となる広告掲載期間は、別途市長が定める。

(広告掲載の申請)

第6条 広告掲載希望者は、広報紙広告掲載申請書（別記様式第1号）に所定の事項を記入し、広告の原稿を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、必要に応じて、申請を行った広告掲載希望者に、第2条の規定に

適合していることを証明する資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条による申請があった場合は、内容を審査し、当該広告掲載の可否について決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に広報紙広告掲載可否通知書（別記様式第2号）により通知する。

3 第3条第2項によって設けた枠数の上限を超えて広告掲載の申請があった場合は、次の優先順位によるものとする。

(1) 市内に事業所（本社、支社、営業所、店舗等をいう。）を有するものの

(2) その他の事業者

4 第3条第2項によって設けた枠数の上限を超えて広告掲載の申請があった場合で、前項の規定により申請者の順位が判断できない場合は、同順位のものの中で市への申請が早いものを優先するものとする。

(広告掲載料)

第8条 1号（月）あたりの広告掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）

は、次の表の区分に掲げるとおりとする。

	1～3号 (月)	4～6号 (月)	7～9号 (月)	10～12号 (月)
A広告	27,900円	27,000円	26,400円	25,500円
B広告	19,000円	18,600円	18,000円	17,600円
C広告	10,000円	9,500円	9,300円	9,000円

2 同一のものが複数回にわたって広告掲載を申請した場合における広告掲載料の算出については、1回ごとの申請に係る広告掲載決定号数によるものとし、従前に決定した号数は通算しない。

3 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、市が発行する納付書

により一括して前納するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、自己の責任及び負担で広報原稿を作成するものとする。

2 広告主は、市の指定した期日までに、学研企画課へ作成した広告原稿を提出しなければならない。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを市長に対して保証するものとする。

3 広告主は、広告の掲載により市及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告内容等の変更)

第11条 市長は、広告の内容が各種法令若しくはこの要領に違反していると判断したときは、広告主に対して広告内容等の修正を求めることができる。

2 広告主は、市長の求めに応じて、自己の責任及び負担で広告の内容等の変更を行うものとする。

3 広告主は、当該年度内の未掲載期間に係る広告の規格又は掲載期間を変更しようとするときは、変更を希望する掲載号の発行月の前々月の20日までに広報紙広告掲載内容変更等承認申請書（別記様式第3号）により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合は、内容を審査し、その可否について決定し、広報紙広告掲載内容変更等承認（不承認）決定通知書（別記様式第4号）により広告主へ通知するものとする。

5 市長は、前項の規定により内容変更の承認の決定をしたときは、変更後の広告掲載料に基づいて算定した差額を返還し、又は徴収することができる。

6 前項の規定により返還する掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取り消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 市が指定する期日までに、広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 市が指定する期日までに、広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。
- (4) その他広告の掲載が適切でないと判断したとき。
- (5) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、広報紙への広告掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとする場合は、書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責に帰すべき理由により第13条の規定に基づいて広告掲載の決定を取り消したとき若しくは広告掲載を停止したとき又は前条の規定により広告掲載を取り下げたときは、納付済みの広告掲載料を返還しない。

- 2 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料のうち掲載できなかった月数に対応する金額を広告主に返還する。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 3 前項の規定により返還する掲載料には、利子を付さない。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 8 年 6 月 16 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までになされた広告掲載の決定は、なお従前の例による。